

大阪州市長直轄組織事務分掌規則

(内部組織)

第 1 条 総務局の内部組織は、次のとおりとする。

総 務 局

行 政 部

総 務 課

行 政 課

人 事 部

人 事 課

給 与 課

管 理 課

監 察 部

監 察 課

(職の設置)

第 2 条 局に局長、室に室長、部に部長、課に課長を置く。

2 副首都推進局に本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事並びに副首都化の戦略・ビジョンに係る調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事を置く。

3 都市交通局に次長を置く。

4 別表第 1 に掲げる局又は室に、同表に定めるところにより担当部長を置く。

5 別表第 2 に定めるところにより、局、室又は部に担当課長を置く。

6 前項に定めるもののほか、局（総務局を除く。）又は室に担当課長代理又は担当係長を置く。

7 課に課長代理、担当課長代理又は担当係長を置く。

8 総務局に医務監、総務局人事部に医務主幹、保健主幹、医務副主幹又は保健副主幹を置くことがある。

9 局（総務局を除く。）、室又は課に主査を置くことがある。

10 特に必要があるときは、局又は室に理事、副理事、参事又は副参事、課に副参事を置く。

第 3 条 局長、室長、理事、次長、担当部長、副理事、医務監、課長、担当課長、医務主幹、保健

主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、本市職員のうちから市長が命ずる。

(職務)

第4条 局長、室長、理事、次長、担当部長、副理事、医務監、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、局長等（副首都推進局長、市政改革室長、デジタル統括室長、総務局長及び都市交通局長をいう。以下同じ。）は、上司の命を受けて、その所管の事務について、局及び室の長（大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、水道局長、教育長及び行政委員会事務局長をいう。）を指揮監督する。

第5条

都市交通局次長は、都市交通局長を補佐し、都市交通局の事務を整理する。

2 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、局長等（総務局長及び都市交通局長を除く。以下この項において同じ。）が定める事務を所管する。この場合において、同一の局又は室に同一の職名の担当部長が複数置かれているときは、当該担当部長の事務分担は、局長等が定める。

3 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、局長等が定める事務を専管する。この場合において、同一の局若しくは室に同一の職名の担当課長が複数置かれているとき又は同一の局、室若しくは課に同一の職名の担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長又は担当課長代理の事務分担は、局長等が定める。

4 医務監、医務主幹、保健主幹、参事、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査の事務分担は、局長等が定めるところによる。この場合において、局長等は、医務監に総務局人事部長の分掌事務の一部を、医務主幹、保健主幹、医務副主幹、保健副主幹に課長又は担当課長の分掌事務の一部を共管させ、又は専管させることができる。

5 担当係長及び主査以上を除く所属員の配置及び事務分担は、局長等が定める。

第6条 局長等に事故があるとき又は局長等が欠けたときは、別に事務取扱者又は事務代理者が命じられない限り、あらかじめ市長が定める職員が局長等の職務を行う。

2 部長等（次長及び担当部長をいう。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は部長等が欠けたときは、あらかじめ局長等が定める職員が部長等の職務を行う。

3 課長等（課長及び担当課長をいう。以下この項及び次項において同じ。）に事故があるとき又

は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該課長等の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ局長等が定めた順序で、当該課長等の職務を行う。

- 4 前項前段の場合において当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ局長等が定める職員が当該課長等の職務を行う。

（担当の設置）

第7条 局長等（総務局長を除く。以下この条において同じ。）は、局（総務局を除く。）又は室の分掌事務を処理する単位として、担当部長又は担当課長をリーダーとし、所属員で構成されるグループを置くことができる。

- 2 前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には局長等が定める所管事務を冠するものとする。

- 3 局長等は、第1項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

（副首都推進局の事務分掌）

第8条 副首都推進局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 副首都化に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関すること

（市政改革室の事務分掌）

第9条 市政改革室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 市政改革の推進に係る総合調整、進捗管理及び指導に関すること
- (3) 行財政改革に係る企画及び立案並びに推進に関すること
- (4) 行財政運営のP D C Aサイクル推進に係る企画、調整及び指導に関すること
- (5) 財務リスクの管理の総括に関すること
- (6) 特定団体の再建監理に係る連絡調整及び指導に関すること
- (7) その他市政改革の推進に関すること

（デジタル統括室の事務分掌）

第10条 デジタル統括室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) I C T戦略に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

- (3) ICT活用に係る企画及び推進に関すること
- (4) 情報セキュリティ対策に関すること
- (5) ICT基盤（他の所管に属するものを除く。）の整備及び管理運営に関すること
- (6) 社会保障・税番号制度に係る企画及び連絡調整に関すること
- (7) 情報システムの管理の総括に関すること
- (8) スマートシティの推進に関すること
- (9) DXの推進に関すること

（総務局の事務分掌）

第11条 総務局の事務分掌は、次のとおりとする。

行政部

総務課

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 本庁舎の管理に関すること
- (3) 外郭団体の監理に関すること
- (4) 他の局及び室（大阪市事務分掌条例第1条に掲げる組織、会計室及び危機管理室を含む。）

並びに他の部及び課の主管に属しないこと

行政課

- (1) 文書の審査、管理、受発及び公印に関すること
- (2) 条例、規則その他の規程の審査に関すること
- (3) 訴訟（他の所管に属するものを除く。）及び重要な不服申立ての総括に関すること
- (4) 市公報に関すること
- (5) 情報公開制度に係る企画、調査及び運用の総括に関すること
- (6) 本市の機関が取り扱う個人情報の保護の総括に関すること

人事部

人事課

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、配置その他の人事に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (2) 職員の勤務条件（給与に係るものを除く。）に関すること
- (3) 職員の人事制度の企画、調査及び研究に関すること
- (4) 職制及び定数に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (5) 職員の児童手当に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

- (6) 職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (7) 地方公務員災害補償基金大阪市支部に関すること
- (8) 大阪市職員互助会に関すること
- (9) 他の課の主管に属しないこと

給 与 課

- (1) 職員の勤務条件（給与に係るものに限る。）に関すること
- (2) 職員の給与制度の企画、調査及び研究に関すること
- (3) 職員の給与及び退職料の執行管理に関すること
- (4) 大阪市職員共済組合に関すること

管 理 課

- (1) 職員の人事及び厚生に係る事務の集中処理に関すること
- (2) 職員の給与、退職料及び児童手当の支払に関すること

監 察 部

監 察 課

- (1) 職員の公正な職務の執行の確保等に関すること
- (2) 内部統制に関すること
- (3) 監査委員との連絡に関すること

(都市交通局の事務分掌)

第12条 都市交通局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 地下鉄、バス等の市内交通に関連する交通施策の企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関すること
- (3) 大阪市交通政策基金に関すること
- (4) 大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社の監理に関すること

附 則（令和4年3月29日規則第20号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

所 属 名	名 称	人 員
副首都推進局	総務担当部長	2
	副首都推進担当部長	2
市政改革室	行政改革担当部長	1
	改革推進担当部長	1
デジタル統括室	企画担当部長	1
	基盤担当部長	1
	スマートシティ推進担当部長	1
	D X戦略担当部長	1

別表第2（第2条関係）

所 属 名	名 称	人 員
副首都推進局	総務担当課長	2
	副首都企画担当課長	3
	事業再編担当課長	2
市政改革室	行政改革担当課長	1
	改革プラン推進担当課長	1
	官民連携担当課長	1
	大規模事業リスク担当課長	1
	施設経営戦略担当課長	1
デジタル統括室	企画担当課長	1
	総務担当課長	1
	デジタル化推進担当課長	1
	標準化推進担当課長	1
	基盤担当課長	1
	基盤再編整備担当課長	1
	基盤技術担当課長	1
	スマートシティ推進担当課長	3
	D X戦略担当課長	1
総務局行政部	法人担当課長	1
	行政不服審査担当課長	1
	公開制度等担当課長	1
総務局人事部	制度担当課長	1

	組織担当課長	1
	厚生担当課長	1
	共済担当課長	1
総務局監察部	内部統制推進担当課長	1
	内部統制評価担当課長	1
都市交通局	総務担当課長	1
	監理担当課長	1
	鉄道ネットワーク企画担当課長	1
	バスネットワーク企画担当課長	1